

日本国憲法前文

日本国民は

正当に選挙された国会における代表者を
通じて行動し

われらとわれらの子孫のために

諸国民との協和による成果と

わが国全土にわたって自由のもたらす

恵沢を確保し

政府の行為によつて

再び戦争の惨禍が起ることのないやうに

することを決意し

ここに主権が国民に存することを宣言し

この憲法を確定する。

そもそも国政は

国民の厳粛な宣託によるものであつて

その権威は国民に由来し

その権力は国民の代表者がこれを行使し

その福利は国民がこれを享受する。

これは

人類普遍の原理であり

この憲法は

かかる原理に基くものである。

われらは

これに反する

一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は

恒久の平和を念願し

人類相互の関係を支配する崇高な理想を

深く自覚するのであつて

平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して

われらの安全と生存を保持しようと決意した。

われらは

平和を維持し

専制と隷従

圧迫と偏狭を

地上から永久に除去しようと努めてゐる

国際社会において

名誉ある地位を占めたいと思ふ。

われらは

全世界の国民が

ひとしく恐怖と欠乏から免かれ

平和のうちに生存する権利を有する

ことを確認する。

われらは

いづれの国家も

自国のことのみに専念して

他国を無視してはならないのであつて

政治道徳の法則は

普遍的なものであり

この法則に従ふことは

自国の主権を維持し

他国と対等關係に立とうとする

各国の責務であると信ずる。

日本国民は

国家の名誉にかけ

全力をあげて

この崇高な理想と目的を

達成することを誓う。

第九条

1 日本国民は

正義と秩序を基調とする国際平和を

史実に希求し

国権の発動たる戦争と

武力による威嚇又は武力の行使は

国際紛争を解決する手段としては

永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため

陸海空軍その他の戦力は

これを保持しない。

国の交権は

これを認めない。

(今年 2024 年は

1947・5月3日施行より77年)